

議案第11号

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成28年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、学校教育法の一部改正により、小中一貫教育を実施する義務教育学校が創設されることに伴い、本条例の一部を改めるため必要があるからである。

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の北名古屋市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第1項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。